

「質実剛健」の校風

中央大学の校風の一つとされる「質実剛健」が文献に登場するのは、一九二四(大正三)年八月三十日発行の『法学新報』第二十四卷第八号に掲載された奥田義人学長の「質実剛健の校風」という記事であった。これは第二九回卒業証書授与式における奥田学長の訓辞を載せたものであり、その趣旨は、「堅実にして人格の高い人を養成すると云ふのが大体の主義方針であつて、密に専門の学術のみを授けて職人的の人を出すのか目的ではない」という創立以来の教育方針を強調し、大学発展の基礎に位置づけたものであった。

しかしながら、奥田学長の訓辞中には、「質実剛健」という言葉は使われていなかった。実は、この訓辞に「質実剛健の校風」という表題をつけたのは、当時『法学新報』記者を務めていた天野徳也であった。天野は、〇七(明治四〇)年に本学の大学部英法科を卒業した学員で、のちに中央大学教授・大学幹事などを歴任した人物である

が、彼の命名を契機として、「質実剛健」という言葉が校風へと押し上げられていく。翌一五年の卒業式では、法律科卒業生総代石井清が「諸先生ノ恩恵ニ浴シ質実剛健ナル校風ノ薰陶ヲ受ケ以テ今日アルヲ致セリ」と答辞を述べ、さらに、二一年春に制定された中央大学第一校歌「五千の学徒」の歌詞三番の冒頭には「質実剛健これ吾校風」とうたわれるほどになったのである。

後年、天野は創立五十周年記念に際して「三十年を顧みて」という一文を寄せ、「質実剛健」という言葉が盛んに使用されだしたのは「明治四十四年の創立二十五周年記念会の頃からである」と述懐していることからみて、明治末年から大正期にかけて、校風を「質実剛健」と称するようになったことがわかる。

ところで、この時期に「質実剛健」の校風が登場する背景には、大学を取り巻く社会情勢が大きく影響していた。政府は、日露戦後経営の一環として〇八年十月「戊



原 嘉道 書

申詔書」を渙発し、「忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信

息マサルヘシ」との国民の心構えを示した。さらに詔書の趣旨を徹底するため、内務省・文部省の指導による地方改良運動を展開し、全国民の「思想善導」を進めた。

この動向は、大正期における労働運動・社会主義思想の高揚に対応して激しさを増し、関東大震災による人心の動揺・社会不安を直接の契機として、二三年十一月の「国民精神作興の詔書」発布へと継承される。この詔書は、「国家興隆ノ本ハ国民精神ノ剛健ニ在リ」とした上で、日本国民は「浮華放縦ヲ斥ケテ質実剛健ニ趨キ」上下協力して国

家興隆を図るべきことを説いたもので、翌日、政府から告諭も発布され、伝統的な日本精神や国民道徳を強調する国民教化運動が展開されていくのである。

そして、このような社会情勢に対応して、旧制高等学校をはじめとする諸学校では、教化運動の徳目の一つである「質実剛健」を校風として掲げる風潮が一般化し、本学における「質実剛健」の校風もまた、このような社会情勢と軌を一にして登場したのであった。

他方、本学が「質実剛健」の校風を強調した背景としては、もう一つの理由も推定される。〇三年の東京法学院大学への改称以来、大学令に準拠した大学への昇格を望んでいた本学は、この時期多くの私立専門学校とともに昇格運動を展開中であり、教化運動の徳目を校風として強調することで運動を有利に導こうとした可能性も考えられるのである。本学が大学令に準拠した大学として認可されるのは、天野が学長訓辞を「質実剛健の校風」と命名した六年後の、二一〇年四月十五日のことであった。